人権感覚ということ

森田雅之

浄土真宗本願寺派人権問題啓発委員会委員浄土真宗本願寺派顧問弁護士

もう20年前のことになるが、私が弁護

1

士会の役員をしていたとき、弁護士会館

先を慎重に検討して実行され、私が役員設置し、数年かけて、予算、設計、発注挙げての大事業であったから、委員会をの建て替えがあった。建替計画は、会を

護士会員が弁護士会を訪ねてこられた。されたのだが、その矢先、障害のある弁をして、いよいよ本格的に使用が開始

に就任した前年に完成した。

ということであった。子の来館者を拒んでいるのではないか」その方が言うには、「この会館は、車椅

確かに、玄関に車椅子用スロープがなかった。しかし、この会館の玄関先は道 かった。しかし、この会館の玄関先は道 を傾斜が急になって危ないので、裏口を と傾斜が急になって危ないので、裏口を と傾斜が急になって危ないので、裏口を をでの距離がほとんどなく、かつ高低 がった。裏口側には駐輪場所が設けられてお た。裏口側には駐輪場所が設けられてお

員に伝えた。

員に伝えた。

した作りとなっていたため、車椅を想定した作りとなっていたを考えられていた。

京時の浸水が予測されるため、

臨時に浸水が予測されるため、

ないた。

ないた。

ないた。

ながした私は、

この旨をその会

ないた。

ながした私は、

この旨をその会

返ってきた言葉は意外なものであった。その会員は、「その経緯は自分も承知しているし、弁護士会が苦慮して設計されたことには敬意を表する。しかし、であった。私は言葉を失った。会館は完成してしまっているがと感じる」というものであった。私は言葉を失った。会館は完めであった。私は言葉を失った。会館は完めれていないと感じる」というものであった。私は言葉を失った。会館は完けれていないと感じる」というものであった。私は言葉を失った。会館は完けれていないと感じる」というものであった。

るということがわかった。弁護士会は、く、幅は狭いけれども、使用に耐えられから道路に向けて折り曲げることで、一から道路に向けて折り曲げることで、一旦壁面沿いにできるだけ長く取り、それ

その改修を実施した。改修案についてその会員の意見を聞き

2

ススペースであった。
している公務所の庁舎が新築された。6階建てで、1階にはオフィススペースの階建てで、1階にはオフィススペースのではか一般の来館者のあるパブリックスースがあり、2階以上はすべてオフィスの

多数の者が使用するパブリックスペース合際には、その用途などによって、バリる際には、その用途などによって、バリるとが表務でフリー法及びこれに基づく条例の定めをがより、一定規模の建物を新築す

施工されていた。 施工されていた。 施工されていた。 施工されていた。 強ながら、当該庁舎も法令に従って設計 がながら、当該庁舎も法令に従って設計 がながら、当該庁舎も法令に従って設計 がながら、当該庁舎も法令に従って設計

り、 現にその公務所にも障害のある職員はお 職場が何階であろうと1階まで行くこと は、 かけに、障害者用トイレが1階のパブ はないかということである。 員は同じ利便を供与されてしかるべきで を欠いているのではないか、 えている職員に対する対応として公平さ ゆる障害者の法定雇用率の適用はあり、 いう問題が意識された。 を強いていることになるのではないかと リックスペースにしかないということ なかった。しかし、ふとしたことをきっ 用され、特に誰からも不平や不満の声 この庁舎は完成後、 障害のある職員に対して、その者の 現状の設備は、 移動に不自由さを抱 その姿で約 公務所にもいわ すべての職 1年使

られることとなった。
用トイレと洗面台の一つに手すりが付け検討の結果、全ての階の男性用・女性

って設計 での人が個人として尊重される包摂って設計 や性差によって差別されることなく、ない。当 現代社会の課題の一つに、障害の有ススペー

ても掲げられている。 でも掲げられている。 でも掲げられている。 でも掲げられている。 でも掲げられている。 でも掲げられている。 でも掲げられている。

度、 実現に向けて、 らない。」と。 することを旨として、行われなければな られることなく共生する社会の実現に資 害の有無その他の事情によって分け隔て に資すること及び全ての国民が年齢、 障壁となるような社会における事物、 とって日常生活又は社会生活を営む上で 律に基づく措置は、 て次のとおり掲げられている。「この法 関する法律」といい、その基本理念とし 慣行、 リアフリー法は、正式名称は 障害者等の移動等の円滑化の促進に 観念その他 そして、 国や地方公共団体、 高齢者、 バリアフリー 切のものの除去 障害者等に 「高齢 事業

▶執筆者プロフィール

森田雅之 もりた まさゆき

弁護士

は

1959年京都市生まれ。

同志社大学法学部卒業、京都弁護士会副会 京都府情報公開審査会委員、京都府公害 会会長、京都府公安委員長等を歴任。現 京都府、京都市の公職に在任。

浄土真宗本願寺派顧問弁護士

上真宗本願寺派人権問題啓発委員会委員

著書:『環境訴訟の視点』(1999年・法律 文化社)他

> あり、 者に限ら 11 は手すり イレについては、 いとされ ない。 その ている。 れるオフィ 付きのも ような設置義務は定めら 小 のにしなけ 方、 ス用 甪 便器の 使用者が 建 物 は ħ 内 対 ば 特定の はならな 0 象 れて 以上

者の負うべき責務を定めるとともに、

玉

が

なけ

れ

ば

なら

な

L

男

性

用

民に対しても

バリアフリー

につ

61

て

0

支援、

配

慮、

協

労に

努めることを

小めてい

る

4

するべ

きバリ

アフリ

ĺ

機能

0

基準を事

細

て大まかに言えば、

定規模以上の特定

かに定めている。

0)

内、

トイレについ

エレ

]

ター

1

イレなどの諸設備

が有

設につい

て、

出入口、

通

路、

廊

下

階段、

は、

鉄道、

道路

公園

建

築物など諸

施

理念に立脚して、

バ

IJ

· アフリ

法

とに るの トに るか 現実は「一つ」である。 ていれば足りるのではない 常者数の コストがかかるので、 つで足りる」 の設備を備えるよう求めてい 上 なり E であれば、 抑えようと考えれ 記 L 0) 比率からすれ がちである。 れない لح お のである。 ŋ 0 一つにしよう」とい 社会の 法 律 必要最 ば、 また、こう言わ ば、 は、 施設 律の か。 障害者数と健 る。 0 0 小 建 つで 用 限 整備には 前上 0 しか 意され 0 以 くうこ 足り コ 上

上

0)

手すり等

0

付

61

た便房

0 0

别

がが

ある場合には、

それぞれに

一つ以

用途

の建築

物につ

て、

男性用

女性用

た便器を見るたびに思う。 手すり 便器であろうと使えるけ かし、 付き便器 私は、 しか使えない つだけ手すり 健常者は、 れ ど、 が 障 中に 付

> に新し 私は、 皆さんは見たことがないだろうか。 あると思う。 P \mathcal{O} るべきであると思うし、 じ利便を与えていると言えるだろう がない。 る親切な姿は、 並 付き便器が空い 空くまで待たなければならない。 器であ がいたとする。 が 個 は、 ている方もあるだろうと思うが、 できるが、 集まるイベントなどで、 な んでいる障害者に優先的に使用を勧 できることを。 0) 障 同 13 :害をも 努力なので、 全ての便器、 れ、 様に障害者用設備を設けるべきで 施設やオフィ 13 これでは、 人が用を足す。 空いたところを使用すること のともせず一 障害者は手すり付き便器 今までのところ見たこと た時に、 順次用を済ませた者の この行列の中に障害 ここでは考慮しない -ススペ 便房に手すりを付け 障害者に健常者と同 法律で設置義務 自分より後方に 健常者はどの 般便器を使用 ースであ トイレに行 手すり それ 多数 0 7 便 後

る。 車 同 椅子の じこと エ レ ベ ままかごの中に入ることが は、 1 ター 工 13 レ も設置 ベ 1 夕 基準 1 で が あ 言

策であると思う。すべてのかごが車椅子 ご」を「1台以上」備えることとされて 利用に対応していれば不必要なプログラ プログラムされているとも聞くが、弥縫が ならない。車椅子用かご呼びボタンを押 は車椅子用かごが来るのを待たなければ きる余裕があり、 きる安全な広さの扉があり、 ムである。 開閉が確認できる鏡が付いているか である。この場合も、車椅子利用者 しかし、これも現実には「1台だ 車椅子用かごが優先的に来るよう 後ろ向きであっても扉 中で回転 で

5

価値、多様性を持った社会が持ちうる価備しか設置しないのは、そのような設備の配慮であるとの感覚に由来するものの配慮であるうと思われる。それは、バリアフルであろうと思われる。それは、バリアフルの配慮であるとの感覚に由来するものであろうと思われる。そこには、障害のであろうと思われる。それは、バリアフルであろうと思われる。それは、バリアフルであろうと思われる。それは、バリアフルである。

は仕方がない。物であるから、最低限の定めとなること値が意識されていない。法律は妥協の産

う。 置が義務付けられていないところに、 られていない場合に自主的に設置を行う を行ったという点で画期的であると思 ら「気づき」を得て、 の公務所の例でも、一つと言えども、 を持てるかどうかなのだろうと思う。先 のではないだろうか。」という「気づき」 あるいは一部の職員が不便を強いられる である。「この設備では、 かは、その法律を運用する人の考え次第 足りない」と考えるか、設置を義務付け 「一つで足りる」と考えるか、「一つでは 「一つ以上」と定められている場合に、 をとることを禁じているわけではない。 その一方、法律はその定め以上の措置 自ら積極的に設置 一部の顧客が、 自

的に相応の不利益を受けているものとしされた場であることを考慮すれば、日常レの使用制限について、職場という閉ざいた、大般、最高裁判所は、経済産業省がト

慮のあり方」を示した一例と言える。て、違法と判断した。少数者に対する「配

集まると思うのだが、いかがだろうか。 かな企業は、 上段に振りかぶらなくとも、 においても、 いう感覚を磨いていきたいと思う。 覚」なのだろうと思うし、私自身もそう 自然と思いが至ること、これが「人権感 そこに不公平、不合理がないかどうかに ている境遇について、法令がどうあれ、 権感覚」にかかっている。 るかどうかは、 数あるけれども、 要するに、 CSRとか社会貢献とか大* 売上も株価も上がり、 人権配慮に関する法令は多 それを運用する人の「人 それに血を通わせられ 他者が置かれ 人権感覚豊

*CSR (Corporate Social Responsibility

え方明責任を果たしていくことを求める考明責任を果たしていくことを求める考資家、地域社会などの利害関係者に対などへの配慮を組み込み、従業員、投金業活動において、社会的公正や環境

厚生労働省ホームページより抜粋